

第36回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和5年7月19日（水）午後2時00分～午後3時05分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員（議席番号順）

1番：田代委員， 2番：金田（典）委員， 3番：櫻井委員， 5番：佐藤委員，
6番：篠崎委員（会長）， 7番：天谷委員， 8番：吉澤委員， 9番：関根委員，
10番：本多委員， 11番：塩田委員， 12番：相澤委員， 14番：平出委員，
15番：恩田委員， 17番：駒場委員（会長職務代理）， 18番：金田（裕）委員，
19番：鎌倉委員， 20番：竹原委員 21番：手塚委員， 22番村田委員（会長職務代理），
23番：入江委員， 24番：福田委員

欠席委員

4番：刈部委員， 16番：岩上委員

会議経過

1 開 会

出席委員21名で法定定数に達しているため、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議長選任

宇都宮市農業委員会会議規則第4条の、「会長は総会の議長となり議事を整理する」
との規定に基づき、議長を会長とする。

4 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号3番の櫻井委員，5番の佐藤委員の両名を指名する。

5 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

6 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から7号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号から7号までの7議案のうち、議案第5号については、農地所有適格法人に対する許可のため、条件を付して許可すべきものと調査しております。

議案第5号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は、小作地を取得し耕作を継続するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人は、平成14年3月12日に設立された法人で、農作物の生産販売を主な業務としており、農地法第2条第3項に掲げる全ての要件を満たしている農地所有適格法人です。また、上三川町に55,754平方メートルの耕作地があり、上三川町農業委員会に利用状況について確認済です。申請地には、水稻を作付する予定です。農機具の調達状況は、トラクター10台、田植機6台、コンバイン10台、乾燥機4台、軽トラック5台、刈払機5台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、「農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す」旨の条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第5号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第5号について、「農地所有適格法人に対する許可のため、農地法第3条第5項に基づき、農地の取得後において、その耕作に供すべき農地を、正当な理由なく効率的に利用していないと認められる場合、許可を取消す旨の条件を付して許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第1号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を贈与により取得し、果樹、栗を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、貨物車1台を所有しており、営農に支障はありません。譲受人は、大田原市に16,879平方メートルの耕作地があり、大田原市農業委員会に耕作状況について確認済です。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号についてご説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大のため、申請地を売買により取得し、麦を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台、トラック3台を所有しており、営農に支障はありません。譲受人は、真岡市に141,898平方メートルの耕作地があり、真岡市農業委員会

に耕作状況について確認済みです。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。申請地には、トマト、大根、ネギを作付けする計画です。農機具の調達状況は、トラクター、コンバインをリースする予定となっております。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第4号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、小作地を取得し耕作を継続するため、申請地を贈与により取得する旨の申請です。贈与税の支払い意思は確認しております。なお、申請人の関係は、姉妹になります。申請地には、タマネギ、サツマイモを作付けする計画です。農機具の調達状況は、トラクター1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。申請地を父から子への世帯内売買により所有権を移転する旨の申請です。申請地は自宅から進入するしかない農地で、既に自家消費野菜を作付けしており、引き続き営農する予定となっております。また、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないものと調査していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号についてご説明いたします。雀宮地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、経営規模拡大するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。申請地には、水稻を作付けする計画です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

- 議長** 議案第5号を除く、議案第1号から7号までの6議案について、質疑願います。
- 委員** 議案第3号について、「自宅隣接の農地を耕作する」とあるが、譲受人の住所が申請地にしていないのではないかと。
- 事務局** 現在、申請地に隣接する宅地に住宅を建築中です。
- 議長** 他に質疑がないので、お諮りします。議案第5号を除く、議案第1号から議案

第7号までの6議案について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。2ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号及び9号について一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため申請地を売買により取得し、梨を作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、トラクター6台、スピードプレイヤー1台、軽トラック3台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号についてご説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、自家消費野菜を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、管理機1台を購入予定であり、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第8号及び議案第9号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号から9号までの2議案について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第10号から11号について一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号についてご説明いたします。旧市地区の申請です。申請人は、持家がないため、申請地に、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産力の低い農地に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地

法第4条の許可要件を満たしているものと調査しております。

議案第11号についてご説明いたします。国本地区の申請です。申請人は、現在の農家住宅の進入路が狭いため、拡幅する旨の申請です。現在の進入路の幅員3メートルを1メートル拡幅し、4メートルの幅員とするもので、土地利用計画については、碎石を敷き転圧し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、工事費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、令和5年5月18日付けで農振農用地から除外され、除外後は、農地の集团的規模が10ヘクタール以上の区域に位置することから、第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、不許可の例外で農地法施行規則第35条第5号に規定する、「既存の施設の拡張部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る」に該当するものであり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第10号及び11号について、質疑願います。

委員 議案第10号について、市街化区域ではないのか。

事務局 申請地は旧市区域であります。市街化調整区域となっております。

議長 他に質疑がないのでお諮りします。議案第10号及び11号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案書4ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第12号から20号までの9議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限より、審議が終了するまで退出していただく案件がありますので、該当する議案を先に審議いたします。議案第19号は、2番委員が貸付人となっておりますので、2番委員の退出を願います。

委員 (2番委員退出)

議長 議案第19号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第19号についてご説明いたします。上河内地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法の開発許可については、農家住宅のため適用除外となっております。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽にて処理後に水路に放流するもので、「西鬼怒川土地改良区」からの放流同意書が添付されております。また、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については建物建築費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地

は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外で農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（以降、「集落に接続して設置されるもの」）に該当するものであり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第19号について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第19号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第19号について事務局の説明が終わりましたので、2番委員の入室を願います。

委員 (2番委員入室)

議長 審議済みの議案第19号を除く、議案第12号から20号までの8議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第12号についてご説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の賃借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の甥であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内で処理するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を、全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和4年12月23日付けで農用地から除外され、農地の集団的な規模が9ヘクタールの第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号についてご説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上下水道に接続するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、

金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が0.8ヘクタールの第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号についてご説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内で処理するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外で農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落に接続して設置されるもの」に該当するものであり、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号についてご説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は、現在、鹿沼市に駐車場を借りておりますが、土地所有者側から契約更新を行わない旨の意向があり、既存の駐車場を返還することになったため、申請地を売買により取得し、新たに駐車場を整備する旨の申請です。譲受人は、平成24年8月17日に設立した法人で、一般貨物自動車運送事業等を主な目的としております。土地利用計画については、申請地は砂利敷きとし、所有する大型貨物自動車18台分の駐車スペースを確保するもので、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透させる計画となっております。また、防犯対策として東側の出入口に門扉を設け、南側にはネットフェンスを設置する計画です。資金計画については、土地取得費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が9.7ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号についてご説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内で処理するもので、雨水は敷地内に自然浸

透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を、融資と自己資金により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書及び残高証明書が添付されております。申請地は、集団性のない生産性の低い小規模な農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号についてご説明いたします。富屋地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請であります。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内で処理するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和5年5月18日付けで農用地から除外され、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則不許可をされておりますが、不許可の例外で農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第18号についてご説明いたします。富屋地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内で処理するもので、雨水は自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、富屋地区市民センターから約150メートルの区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号についてご説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買

契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール312枚を設置し、年間発電量187,428キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、年間の売電収入は207万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後にパネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、河内地区市民センターから約490メートルの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第19号を除く、議案第12号から20号までの8議案について、質疑願います。

委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第12号から議案第20号の8議案について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。議案書5ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第21号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第21号についてご説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、防犯灯を設置する旨の申請です。借受人は、令和5年4月に設立した自治会で、地域内に河内中学校及び岡本西小学校がありますが、通学路となっているところで、電柱や防犯灯がなく危険な場所があることから、防犯灯を設置する計画に至ったものです。また、当該道路には歩道もなく、道路幅も4メートル未満であることから、隣接する農地部分に防犯灯4基を設置する特定図での転用申請となっております。なお、申請地は、河内ふれあい市民農園の敷地内ではありますが、市民農園内の区画として貸付している部分でなく、道路との間に存在する残地となっていることから、周辺の土地利用等については問題ないものと調査しております。資金計画については、防犯灯及び工事費を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の通帳の写しが添付されております。申請地は農地の集団的な規模が1.1ヘクタールの区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

- 議 長 議案第21号について、質疑願います。
- 議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第21号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 ご異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第4「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第22号から27号を一括上程します。事務局の説明を願います。
- 事務局 「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定」について、ご説明いたします。集積計画一括方式による契約になります。
- 議案第22号は、平石地区の計画です。畑の貸し借りが1件です。
- 議案第23号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが1件です。
- 議案第24号及び議案第25号は、横川地区の計画です。田の貸し借りが1件と、畑の貸し借りが1件です。
- 案第26号及び議案第27号は、城山地区の計画です。畑の貸し借りが2件になります。
- これらの計画は、所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合したところ、全て適正な計画であると調査しております。
- 議 長 議案第22号から27号について、質疑願います。
- 委 員 (質疑等なし)
- 議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第22号から27号について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 ご異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第5「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(所有権移転の決定について)」議案第28号から33号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。
- 事務局 日程第5「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定」について、ご説明いたします。
- 議案第28号及び29号は、清原地区の計画です
- 議案第28号は、譲受人が譲渡人の公益財団法人栃木県農業振興公社(以下、「県公社」と言います。)から、上籠谷町の田1筆2,395平方メートルを売買により取得するものです。
- 議案第29号は、譲受人が、譲渡人の県公社から、板戸町の田1筆5,534平方メートルを売買により取得するものです。
- 議案第30号及び議案第31号は、城山地区の計画です。

議案第30号は、譲受人が、譲渡人の県公社から、福岡町の田3筆2、138平方メートルを売買により取得するものです。

議案第31号は、譲受人の県公社が、譲渡人から、福岡町の田1筆1、717平方メートルを売買により取得するものです。

議案第32号は、豊郷地区の計画です。譲受人が、譲渡人の県公社から、横山町の田3筆と畑1筆7、532平方メートルを売買により取得するものです。

議案第33号は、河内地区の計画です。譲受人が、譲渡人の県公社から、下田原町の田1筆2、353平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第28号から33号までの6議案について、質疑願います。
委員 (質疑等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第28号から33号までの6議案について、「計画のとおり決定する」ことに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないので、そのように決定します。8ページをお開きください。報告事項に入ります。事務局より報告願います。

[事務局より報告第1から報告第6まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何かありますか。

委員 (特になし)

議長 事務局で何かありますか。

事務局 (特になし)

議長 全ての審議が終了しましたので、以上で第36回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時05分)